

これまでに出了れた主な意見等（総論関係）

（1）税制改革の背景

- ・ 近年、我が国経済・社会は大きな構造変化を遂げている。
- ・ 高齢化、人口減少を踏まえて議論する必要。高齢化に伴って医療・介護をはじめとする社会保障費の増大が予想される。
- ・ 世帯構造が大きく変化し、世帯規模が小さくなってきている。男女共同参画社会で女性の社会進出が進み、結婚、出産・育児等についての個人の選択の幅が広がりにつつある。
- ・ 従来の終身雇用が減少し、短期的なサイクルで勤務先を移る人が増加するなど就労形態が多様化。
- ・ 東西冷戦が終わった頃からグローバル化の時代に突入し、企業や個人が国境を越えて行き来しており、海外での事業展開、海外への投資活動が行われるようになっている。企業の環境が大きく変わり、国際競争の時代に突入している。
- ・ さまざまな面での格差が拡大しつつあるのではないかと、また、そうした格差が固定化するのではないかと懸念が生じている。
- ・ 我が国の財政は、近年急速に悪化。債務残高が773兆円、GDP比約150％に達している。
- ・ 財政が負うリスクは大きく、将来への不安や不確実性をもたらすものとなっている。
- ・ 将来、現役世代が大きく減少していく中で、後世代の負担増が予想される。少子高齢化のコストを国民全体で安定的に支えていくためには、世代間の公平の確保の視点が重要。

(2) 税制改革の視点

(国民の安心)

- ・ 持続可能な信頼できる社会保障制度の実現は、重要な課題。安心を支えるために、必要な財源を安定的に確保する歳入構造を確立する必要。
- ・ 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げについては、税制改革によって安定的な財源を確保することが法律上定められており、速やかに対応を図る必要。
- ・ 医療、介護等の社会保障の給付と負担に関する中長期的な見通しを踏まえて議論する必要。必要な対応を先送れば、遅延コストが生じ、将来時点で必要な負担増がさらに拡大。
- ・ 成長率を高める努力は行いつつ、財政に関しては保守的な前提で考えるべき。
- ・ 少子化対策においては、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められる。必要な財源は、次世代の負担で賄うことのないよう、現時点で手当することが必要。
- ・ 2011年度までに基礎的財政収支を確実に黒字化し、さらに2010年代半ばに向けて債務残高対GDP比を安定的に引き下げることが確保する必要。
- ・ 国民の安心のために真に必要な給付のための財源の確保は先送るべきではない。出来る限り早いタイミングで、安定的な歳入構造の確立に向けて税体系全体のあり方を抜本的に見直すべき。
- ・ 負担増について議論する前提として、歳出・歳入一体改革に基づく歳出削減を徹底することが不可欠。
- ・ 少子化への税制面での対応については、歳出・給付面での対応も踏まえつつ、検討することが必要。

(経済社会の活力・発展)

- ・ 活力の維持、安定的な歳入確保のために、成長を高めるような税制を議論することが必要。
- ・ 経済社会の成長・発展というゴールを目指す中で、基本的に、税制は簡素・中立であるべき。
- ・ 就労、婚姻といった個人の選択を阻害しない中立的な制度にするという観点から、個人所得課税を見直していくことが重要。
- ・ 資金移動が加速している世界で、簡素かつ効率的に金融所得に課税するという観点から、金融所得課税の一体化について検討することが必要。
- ・ グローバル化の中で、我が国経済全体の持続的な成長・発展の観点から、法人税負担のあり方を考えることが必要。
- ・ 経済活力の源泉である中小企業の活性化支援は重要な課題。
- ・ 日本企業の国際競争力の維持、経済交流の促進等も考え、国際課税について検討する必要がある。国際潮流を注視していくことも重要。
- ・ 成熟した社会の中で民間の公益的な活動をいかに促進していくか、あるいは、政府の財政赤字を踏まえ、そういった活動にどれだけ期待するかといった課題がある。

(納税者の信頼・公正)

- ・ 納税者の視点に立ち、簡素で公平な税制を目指すことが重要。
- ・ いわゆる格差問題への対応等の観点を踏まえ、歳出面の他の政策とも連携しつつ、税制としても対応が求められている。
- ・ 現在の所得税・相続税は十分な再分配機能を果たしていない。
- ・ 世代を超えた格差の固定化防止の観点、老後扶養の社会化への対応という観点から、相続税の見直しを検討する必要。
- ・ 個人所得課税の再分配機能をどう考えるかは重要な論点。
- ・ 電子申告・電子納税の利用促進・改善など、納税者利便の向上に向けた取組みを、一層推進する方向で検討すべき。
- ・ 税制がいかにか素晴らしい理念の下、破綻のない理論からできていても、執行に問題があれば納税者の信頼感は損なわれる。所得の把握が不十分であることが所得税制を歪めている面がある。
- ・ 納税者番号制度は、税制に対する信頼を高めるという側面がある。
- ・ タックス・コンプライアンスが確保されないと信頼を確保できないという観点から、罰則を検討すべき。
- ・ 税に関する広報、租税教育は一層の充実の方向で検討すべき。

(地方分権の推進)

- ・ 地方分権が大きな流れになっている。税金の徴収や予算の執行について、できるだけ納税者に近いところで決定を行い、実行していくという観点を取り入れるべき。
- ・ 歳出の将来見通しを議論する際には、地方の歳出増についても併せて議論すべき。
- ・ 地域間の財政力格差の問題に取り組むことが必要。
- ・ 地方法人課税の税収の配分に水平的な調整が必要。
- ・ 国税と地方税の税目調整を含め、地方の税目については地域間格差の少ない税目に変えていくことが必要。
- ・ 地方法人二税の地域間格差については、税の観点からだけではなく、地方交付税のあり方とあわせて議論が必要。

これまでに出了た主な意見等（個人所得課税関係）

（１）個人所得課税の現状

- ・ 国際比較から見ても、また税体系論として見ても、現在の所得税はやせ細りすぎであり、所得税の実質的な累進構造の確保が重要。
- ・ 課税最低限以下の者が1, 300万人いるという状況をどう考えるか。
- ・ 現状の所得税制は特別の控除や非課税措置が多く存在し、制度が複雑になっている。国民が理解できるような簡素で中立的な税制にすべき。
- ・ 8割の納税者が低い税率（5%又は10%）が適用され、中低所得者の税負担が軽減されている。
- ・ 格差社会に対応して、所得税の最高税率の引上げなど所得再分配機能を強化すべきではないか。
- ・ 現行の最高税率50%は適当な水準ではないか。最高税率を引き上げれば、現実には課税ベースも一定ではありえないので、逆にデメリットも発生する。
- ・ 個人所得課税に関しては、課税ベースと税率構造をどうするのか、所得再分配機能をどうするかが検討課題。
- ・ 格差がいわれる中で、個人所得課税の所得再分配機能をどう考えるか。
- ・ 少子・高齢化が進展し、勤労世代が減少する中では、勤労世代に税負担を依存することは困難であり、勤労世代に負担が偏らないようにすべき。
- ・ 所得税の負担を議論するためには、消費税の問題を抜きにできないのではないか。所得税については、税体系全体の中で、バランスを踏まえて議論すべき。
- ・ 所得税の所得再分配機能の確保が重要な課題。税だけで所得再分配機能を果たすことには限界があり、税と社会保障給付と合わせて考える必要がある。

(2) 世帯構成と税負担のあり方

- ・ 課税単位という観点から、人的控除を再検討する必要があるか。個人単位を基本としつつ、家族構成など、個々の家族的事情を、様々な人的控除によりどの程度まで配慮していくことが適当か。
- ・ 課税単位については、男女共同参画社会や婚姻の中立性、さらに子育て支援の観点からも議論されている。
- ・ 個人単位を徹底させるべきであり、配偶者控除や事業専従者控除についても見直すべき。
- ・ 配偶者には、内助の功という考え方と納税者本人の担税力を減殺するという考え方の両論がある。
- ・ 少子・高齢化が進展する中で、女性の就業を抑制しない税制の構築を検討すべき。
- ・ 103万円の壁は税制だけの問題ではなく、むしろ、手当、保険料の問題の方が大きいのではないか。
- ・ 配偶者控除は、若い人が子育てをしているときには必要だが、子育てが終わった後は必要ないのではないか。思い切って配偶者控除を廃止し、子育て世代への給付に切り替えてはどうか。
- ・ 扶養控除の対象者に年齢制限が必要ではないか。
- ・ 特定扶養控除について納税者本人の所得制限を設けるべきではないか。
- ・ 教育費控除としての特定扶養控除は適切か。
- ・ 少子・高齢化が進展する中で、子育てを容易にする税制の構築を検討すべき。
- ・ 子あり世帯に対してどこまで税制で配慮するのか、それとも子どもの有無に対して中立的であるべきなのか、検討が必要。
- ・ 諸外国と比べて、日本では、相対的に単身世帯に対する税負担が軽く、子あり世帯に対する税負担が重くなっており、少子化対策として、子どものいない世帯に負担を多く求めることも考えられるのではないか。

(3) 所得の種類と税負担のあり方

- ・ 給与所得控除には、必要経費の概算控除という性格と他の所得との負担調整という性格がある。
- ・ 就労形態の変化に応じて、SOHO、サテライトオフィスなど新たな勤務形態が出現している。
- ・ 日本の所得税は各種控除、特に給与所得控除により課税ベースが脱漏している。
- ・ 給与所得控除については、高所得者でも5%の給与所得控除が適用される。どこかで上限を設けるべきではないか。
- ・ 給与所得控除の水準が高いことは分かるが、就労インセンティブがなくならないようにすべき。
- ・ 所得捕捉の問題は重要な論点であり、不公平感が出ない制度を仕組むことが重要ではないか。
- ・ 所得捕捉率については、消費税の免税点の引下げにより、現在では記帳が相当普及し、課税漏れも減少している。
- ・ 納税に非協力的な事業所得者に対して、経費の概算控除は考えられないか。
- ・ 終身雇用制度が変化し、退職金の支給形態も多様化する中で、退職所得への課税をどうするか検討する必要。
- ・ 高額な給与所得者の給与の受け取りについて、税負担が軽減される退職時に繰延べる契約も考えられるのではないか。
- ・ 年金課税について、①掛金時、②運用時、③給付時の課税をどうするのか。
- ・ 年金以外に高額な給与を受けているようなケースでは、公的年金等控除と給与所得控除とがダブルで適用となっており、現役世代とのバランスが悪いのではないか。
- ・ 年金所得は、現在は雑所得に分類されているが、今後、別の所得類型とすることも考えられる。

- ・ 高齢化の進展に伴い、年金受給者が増加していることを踏まえれば、年金所得について確定申告をしない仕組み（源泉徴収のみで課税関係が終了するような仕組み）が考えられないか。

（４）いわゆる給付付き税額控除の議論

- ・ 給付付き税額控除は政策目的によって意味合いが変わってくる。課税最低限以下の者に対して税制でも何かすべきではないか。
- ・ 社会保障制度が高齢者向けの給付制度に偏り、全体のバランスを失っているため、これを改善するための措置（税額控除）が検討されるべきなのではないか。
- ・ 給付付き税額控除については、①課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性・緊急性、②既存の社会保障給付との調整、③所得以外（資産保有状況）について考慮する必要、④財源、⑤執行体制などをどう考えるか。
- ・ 憲法には非充当の原則があり、歳入と歳出は区分すべき。税は税収を確保することが重要。目的税が好ましくないというのと同様に、給付付き税額控除は歳入と歳出を同時に仕組むものであるため、好ましくないのではないか。
- ・ 給付付き税額控除について、諸外国では、全体として低所得者も税負担をした上で、必要な給付を受けるという構造になっている。現在の日本の負担構造を前提とした上で、低所得者向けの給付を導入することは適当ではないのではないか（負担を合わせて考えるべき）。
- ・ 格差の議論に当たっては、誰が社会的弱者であるのか、税制で対応すべき対象を絞ることができるのか、という点を考えるべき。
- ・ 所得が変動しやすいものであることを考えると、単年度の所得に着目して給付することは不公平な制度となりうる。所得や資産保有を正確に表す基準が必要であり、その点においては、生活保護の方が優れているともいえる。
- ・ 若い世代にもっと再分配効果を及ぼす必要がある。給付付き税額控除は、若い世代以外にも給付するものであり、問題がある。

(5) 個人住民税

- ・ 個人住民税は前年所得課税であるが、所得が激変した場合に、負担感が非常に強くなるということは以前から言われている問題であり、前年課税を現年課税とすることができるのか。あるいはそうすべきなのか。
- ・ 個人住民税と所得税の課税所得をどう考えるかということは大きな問題。
- ・ 3兆円の税源移譲により比例税率化されたことによって、個人住民税の応益的な性格が強まったことを十分に踏まえ、政策誘導的な控除の抑制など課税ベースの拡大に努めるべき。
- ・ 個人住民税の均等割については、個人の税負担など考慮しながら、中期的には引上げを検討すべきではないか。
- ・ 個人住民税の寄附金控除の取扱いには、個人住民税特有の論理があるため、一概に所得税にならえばよいというだけで議論を進めることは疑問。
- ・ 個人住民税の寄附金控除の適用下限額が10万円となっているが、全額を所得から控除すべき。10万円を超えないと控除できないのは問題。寄附を行いやすくするためには、適用下限額をなくすことが必要。
- ・ 個人住民税についても、法人の寄附同様に都道府県域を越えた寄附も対象とすべきではないか。
- ・ 納税者が一旦地方団体に寄附をして、その地方団体から納税者が寄附したいと考える団体にその寄附金を支出させることを義務づける負担附寄附制度の活用により、公益法人に対する寄附の促進は図れるのではないか。
- ・ 新たな公益法人制度の導入に伴い個人住民税の寄附金税制を検討する際には、国が一律に対象団体を決めるのではなく、地方団体自らが条例によって判断できる仕組みが不可欠ではないか。
- ・ 「ふるさと納税」を税額控除方式とした場合、結局のところ税を分割する効果が出るのではないか。寄附金税制は重要と考えるが、これまでの考え方や寄附文化をみんなで支えていくこととどう関係するのか。
- ・ 過去のサービスを根拠にして課税できない以上、個人住民税の応益性の問題は残るが、寄附金税制を活用することは理解できる。

- ・ 所得税では地方団体への寄付金は現在でも所得控除の対象となっており、その枠内で「ふるさと納税」に対応すべき。
- ・ 「ふるさと納税」制度は、税額控除方式で行うしかないと考えるが、現行の控除制度との関係をどう整理するのか。
- ・ 「ふるさと納税」は政治状況から導入されるものと思うが、寄附金控除にすることと、「ふるさと」を特定しないことが、その実現に向けて不可避。
- ・ 夕張市のように財政破綻して注目が集まったところに寄附が集まることになると、モラルハザードを助長することにならないか。
- ・ 寄附金の100%を税額控除とすることは、寄附金税制の中で違和感がある。他の寄附金税制と整合性がとれるのか。
- ・ 「ふるさと納税」のコンセプトは理解するが、情緒的な議論でできたものであり、実際にどのくらいのインセンティブがあるのか。寄附金控除制度が複雑になるのではないか。
- ・ 「ふるさと納税」の具体案が示されたことについては、一定の評価をするところであるが、個人住民税については、税額控除方式を採用するとともに、住民が使いやすい制度とするような工夫が必要ではないか。

これまでに出了た主な意見等（法人課税関係）

（1）グローバル化への対応

- ・ グローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、成長させていくことが必要。国境を越えた企業活動が活発になっている中で、税制でも国際的な整合性を図ることが必要。
- ・ ドイツやイギリスでは、法人税率の引下げが予定されているが、同時に財源措置として、課税ベースの拡大も予定されている。また、ドイツでは、財政健全化の観点から、先行して付加価値税率の引上げ等を実施。
- ・ ドイツの法人税率の引下げの背景には、特に資本調達費用として所得を外国に移し、自国の課税所得を小さくする、いわゆるインカム・シフティング（利益移転）への対応がある。

（2）法人実効税率と実質的な企業負担

- ・ 法人実効税率の国際比較で見て、我が国の法人税負担が高いのではないかという議論があるが、表面的な税率ではなく、社会保険料も併せた実質的な負担で考えることが必要。
- ・ 法人実効税率については、少子・高齢化社会での財政需要の拡大、給付と負担のバランスという税財政全体の観点からの議論も必要。
- ・ マクロ的な観点から国民所得比での負担率を見ると、法人所得課税の負担は国際的に見て高いのではないかと。他方、ミクロ的には、課税ベースや社会保険料も考慮した企業の公的負担に関する調査によれば、我が国の企業負担は必ずしも高くないのではないかと。
- ・ 企業立地や投資活動に関しては、法人課税等の公的負担よりも、むしろそれ以外の人件費や立地条件などの様々な要因が重要。

（3）経済活性化と政策税制

- ・ 研究開発税制等の政策税制の効果を定量的に示すことは難しいが、最近、設備投資は増加しており、一定の効果があつたのではないかと。

- ・ 資源の乏しい我が国において持続的な成長を続けていくため、成長のエンジンとなるイノベーションの創出へのインセンティブとして、研究開発税制は重要。
- ・ 研究開発税制を主に活用している大企業は、経営戦略として研究開発等を進めているとともに、キャッシュ・フローも増加しており、税制で後押しする必要性は乏しいのではないか。
- ・ 税率を議論する際には、平均税率と限界税率を分けて考えることが必要。理論的な整理として、法定税率である平均税率は、企業立地や投資先の決定、利益移転に影響を与える一方、政策税制等も加味した限界税率は、投資額の多寡に影響を与える。
- ・ 企業の税負担については、時間軸を分けて考えることが必要。当面は政策税制を中心に据えつつ、法人実効税率については中長期的な観点から議論することが適当ではないか。
- ・ 企業負担の軽減のマクロ的な影響については、設備投資の拡大に伴うマクロ経済の押し上げ等のプラスの効果がある一方、税收減に伴う財政赤字の拡大等によるマイナスの効果もあり、多角的な分析が必要。
- ・ 経済活性化によって企業が潤っても、家計への波及効果がなければ、経済全体へのメリットにはならない。家計への波及効果を定量的に検証するのは難しいが、雇用や賃金は増えてきており、一定の波及効果は出ているのではないか。
- ・ 経済活性化の観点からは、中小企業への支援についても検討が必要。
- ・ 政策税制（租税特別措置）は特定の政策目的を実現するための手段。引き続き整理合理化していくことが必要。

（４）地方法人課税

- ・ 外形標準課税の対象は現在かなり限定されており、中小法人は対象外となっているが、応益課税、応能課税の観点から中小法人を加えるか検討すべき。
- ・ 国際的に見て地方法人課税がない国もある中、法人が地域間で移動しやすいことを踏まえ、地方税として法人に課税することが税体系上妥当か。

- ・ 法人も地方サービスから受益がある。法人事業税は応益性との関係で物税としての要素が認められており、外形標準化をすすめ所得課税の割合を落としていくことが望ましいと考えるが、法人課税が地方税にふさわしくないということにはならない。
- ・ 法人課税の引下げによる国家間での企業誘致と同様、地域間で企業を誘致するため、地方自治体が税制を含めた誘致策を採っているが、その効果を検証すべき。地域活性化に効果があった事例もあるが、それをどう考えるか。

これまでに出了された主な意見等（国際課税関係）

- ・ 進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化の下で、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要。
- ・ 国際的な資金循環やクロスボーダーの企業活動に対し税制が阻害要因とならないことが重要。他方で、これらに影響を与える税制以外の要因があることも踏まえ、中立性の確保を超えた役割を税制に期待することには慎重であるべき。
- ・ 外国税額控除制度については、我が国の税負担を超えた控除を認めるべきではない一方で、海外事業比率や海外現地法人の内部留保額の増加など我が国企業グループの事業実態も踏まえ、バランスの取れた制度とすべき。
- ・ 近年、米国や英国で行われた、外国税額控除制度の抱える問題点の指摘や、国外所得免除や海外子会社配当免除などの解決策の提案は示唆に富んでおり、国際的な資金循環の現状等を背景としたこのような諸外国の動向についても注視していくことが必要。
- ・ 租税条約は、二重課税の調整、租税回避への対応、投資交流の促進といった国際課税の役割を国内法制と共に果たす重要な経済インフラであり、引き続きそのネットワークの拡充に努めるべき。
- ・ 国際課税に対する信頼を確固たるものとするため、不断の対応として、各国の税制の違いや、租税条約上と国内法上の取扱いの違いなどを利用した、租税回避的な行為を抑制する措置を検討することが必要。

これまでに出了た主な意見等（公益法人課税関係）

（１）「民間が担う公益」を支える税制の構築の重要性

- ・ 歳入・歳出両面における財政構造改革の取組みを進める必要がある中で、「民間が担う公益」の重要性を踏まえ、これを支える税制の構築を目指すべき。

（２）公益社団法人・公益財団法人に係る課税のあり方

- ・ 公益目的事業から生ずる所得については、収入が費用を上回らないことが、公益認定を受けるための要件とされていることも踏まえれば、課税しないことが考えられる。
- ・ その他の事業から生ずる所得については、税の公平性の観点から、同じサービスを提供する場合に、法人によって課税上の取扱いを変えるべきではないのではないか。
- ・ その他の事業から生ずる所得については、公益目的事業から生ずる所得以外は全て課税とするとの整理も考えられるが、学校法人や社会福祉法人等の他の法人について現行の収益事業課税方式を維持するのであれば、それとのバランスを取る必要がある。
- ・ 公益認定法上、収益事業等から生じた収益の５０％を公益目的事業に充てなければならないとされていることに配慮した税制措置が必要。
- ・ 公益目的事業財産に係る金融収益については、課税しないことが考えられるのではないか。
- ・ 公益法人の財産に対する課税について、各税目、例えば固定資産税その他も検討すべきではないか。

（３）一般社団法人・一般財団法人に係る課税のあり方

- ・ 営利法人に近い法人から公益法人に近い法人まで様々な法人が生じることを考えると、一律の取扱いをすることは適当ではないのではないか。
- ・ 準則主義の程度に従って、営利法人と同様の課税方式にするものも必要になるのではないか。

- ・ 収益事業課税方式を取っている「人格のない社団等」とのバランスを考慮することが必要ではないか。

(4) 寄附金税制

- ・ 公益社団法人・公益財団法人については、特定公益増進法人と扱い、寄附金優遇措置の対象とすべき。

(5) その他

- ・ 譲渡所得非課税の特例においては、個人が公益法人等に寄附した財産が公益事業の用に供されなくなった場合には、寄附者にさかのぼって課税されることになるが、分かりやすい制度に改善すべき。
- ・ 新設される法人が、相続税、贈与税等の租税回避に使われることを防止するための措置について検討が必要。

これまでに出了た主な意見等（資産課税関係）

（１）相続税を巡る環境の変化と今後の方向性

- ・ 相続税については、主にバブル期における地価の急騰に伴い、基礎控除の引上げ等の減税や特例の拡充が行われ、さらに、平成１５年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率の見直しも行われたが、地価水準が下落する中で、相続税の負担は大幅に緩和。
- ・ 高齢化が進展する中で相続人自身も高齢化し、相続の意味合いが、これまでの相続人の生活の安定の保障としての相続から変化（高齢化した相続人の権利へと変容）。
- ・ 高齢者世帯の資産蓄積が進展する中で、相続税の課税遺産に占める金融資産の割合も大幅に増加。
- ・ 公的な社会保障が充実する中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しなくなっている分、相続時により広く税負担を求めることが必要。
- ・ 個人の生涯にわたる観点に立てば、相続税は、死亡時における生涯の給付に対する負担調整であり、この意味で、消費課税の一つと考えることが可能。
- ・ 相続税の有する資産再分配機能は、世代を超えた格差の固定化を防止するといった伝統的な観点に加えて、老後扶養の社会化に対する還元といった視点からも、その回復を図ることが適当。
- ・ 相続税の基礎控除については、配偶者への配慮や生前贈与の円滑化に資する措置（相続時精算課税制度）の導入、居住及び事業の継続に配慮した各種特例の整備等も考慮すれば、相続税を巡る環境の変化を踏まえ、バブル期に大幅に引き上げられたまま高止まりしている現在の水準を引き下げることが適当。
- ・ 法定相続人数が多いほど相続人一人当たりの基礎控除額が逦減する仕組みとなっているため、相続額が同額でも税負担に不均衡が生じる場合があり、基礎控除の構造も併せて検討すべき。
- ・ 税率のあり方についても、格差の固定化の防止といった観点から検討すべき。

(2) 相続税の課税方式

- ・ 現行課税方式（併用方式・法定相続分課税方式）は、遺産課税方式と遺産取得課税方式の双方の性格を有し、遺産額及び法定相続人数が一定であれば実際の遺産分割の程度に関わらず相続税総額が一定であることなどが特色。
- ・ 個人が生涯に受け取った給付額の調整として相続税を位置付ければ、課税方式としては、給付を受けた被相続人への課税、すなわち遺産課税方式がなじみやすい。
- ・ 現行課税方式では、各々の相続人の相続した額に応じた課税が必ずしもなされないことや、相続人の一人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生すること、居住や事業の継続に配慮した各種特例が他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があること、連帯納付義務などの様々な問題があり、これらの解消には遺産取得課税方式とする必要。
- ・ 現行課税方式は、仮装分割への対応や、農家及び中小企業における相続にも配慮する趣旨から導入されたが、現在は相続人同士が遺産分割を巡って争うことも多く、また各種特例の整備がなされてきたことも考慮し、今日的な視点から見直す必要がないか、更に具体的かつ実務的な検討が必要。

(3) 事業承継税制

- ・ 中小企業の事業承継においては、事業の将来性への不安や後継者不足、相続の問題など様々な課題があり、その円滑化のための支援を総合的に講じることが、雇用の確保や経済活力の維持の観点からも重要。非上場株式等の事業用資産に係る相続税の軽減措置については、拡充が必要。
- ・ 事業用資産をもたない給与所得者とのバランス等課税の公平に加え、親族間の相続（世襲）による事業承継をことさら支援することには疑問。
- ・ 相続税については基礎控除が高く、また事業用宅地については既に大幅な減額措置が講じられており、事業承継税制については、相続税制全体のあり方とともに一体的に検討していくべき。

(4) 金融所得課税の一体化

- ・ 少子・高齢化の進行や経済の国際化の中で、今後の経済活性化のための「インフラ」として、金融所得間の課税方式を均衡化し、損益通算の範囲を拡大する「金融所得課税の一体化」を進めていくことが適当。

- ・ 損益通算の拡大により、リスクテークしやすくなり、それにより経済活性化効果が望める。
- ・ 証券税制の軽減税率について、昨年、税制調査会は「金融所得課税の一体化の方向に沿って、期限到来とともに廃止し、簡素でわかりやすい制度とすること」を答申した。平成20年度税制改正についても、昨年度の方向に沿って対応することが適当。
- ・ 証券税制の軽減税率は、景気が落ち込み、市場が低迷する中で講じられた特別の措置であるが、経済や市場の状況が改善してきたにもかかわらず、生き残っているという状況。
- ・ 証券税制の軽減税率は、高所得者にとって有利な税制となっており問題。
- ・ 保有期間に応じた取扱いという考え方もあるのではないか。
- ・ 配当への課税については、諸外国においても、分離課税の下では通常法人税との調整措置は設けられておらず、また、わが国の場合、法人税と所得税を合わせた負担は、20%比例税率により、軽減されている。
- ・ 配当への課税について、今後、法人段階と個人段階での課税の調整のあり方について、検討を深める必要がある。
- ・ 配当に関する法人段階と個人段階での課税の調整は、非常に古くて新しい問題。何らかの調整は必要かもしれないが、調整しすぎるのは問題。
- ・ 企業の資金調達には借入と株式があるが、株式がもっと利用できるような制度が望ましい。

（5）固定資産税

- ・ 固定資産税は分権時代にもっともふさわしい地方の税源の一つである。
- ・ 償却資産について、企業活動は市町村内に限定されるものではなく、大規模償却資産には都道府県も課税しているが、企業の所有する資産に対する課税はどこに帰属するのが適当なのかが、論点としてあるのではないか。
- ・ 償却資産について、企業活動が、土地と家屋だけで推し量れない部分があるという面で償却資産が課税客体にされているのではないか。

- ・ 償却資産については県が課税すべきとの議論もあろうが、固定資産税の中で企業活動をトータルで表すために、償却資産も市町村税である固定資産税の課税客体としてとらえるという現在の考えの方がいいのではないか。
- ・ 法人税の減価償却制度と固定資産税の評価が二本立てになり、納税者側からすると事務負担が重くなっているので評価の一本化を進めるべき。

これまでに出了た主な意見等（納税環境整備関係）

（1）基本的考え方

- ・ 税制の簡素化や納税者利便の向上を図ることに加え、租税回避や脱税の防止に向けて有効な施策を講じることは、税制に対する国民の納得や信頼向上のために重要。引き続き、制度・執行の両面における納税環境整備の取組みを進めるべき。

（2）納税者利便の向上、課税の適正化

- ・ 利便性・サービス向上が実感できる電子政府を実現するためには、まだまだ多くの方に電子申告・電子納税を利用してもらう必要があり、普及に向けた新たな取組みを積極的に進めていく必要。
- ・ 簡素で効率的な政府の実現のためには、住民票の閲覧・交付請求に代えて、税務当局が住基ネットを通じて本人確認情報の提供を受けることが出来るようにする等、電子情報のより一層の活用が望まれる。
- ・ 納税者利便の向上のため、事前照会に対する文書回答手続の改善を検討する必要。
- ・ 個人住民税の公的年金からの特別徴収は早期に対応すべきではないか。
- ・ 昨今脱税事件で問題となっている外国為替証拠金取引（FX取引）に関し、所得の捕捉がきちんとできるよう具体的な検討を進めるべき。

（3）納税者番号制度

- ・ 納税者番号制度については、所得・資産の適正な把握による公平な課税を実現するため、個人情報の保護に十分留意しつつ、早期の導入を図るべき。
- ・ 何のために納税者番号制度を導入する必要があるのか、導入によるメリットも含めて国民に十分説明する必要。その際、納税者番号について、導入すると何ができて、何ができないのか、きちんと整理すべき。
- ・ 納税者番号制度は、番号制度の問題と番号記載の対象となる取引資料の範囲の問題の二つの論点が融合したものと言える。
- ・ 番号制度については、社会的なコストの観点から、既存の番号の活用が合理的。

その際、「基礎年金番号」や「住民票コード」だけでなく、検討が開始された「社会保障番号」も視野に入れながら、検討していく必要。

- ・ 資料情報制度の充実の観点から、どのような取引について税務当局に資料を提出させるのかについて検討が必要。その際、アメリカの事例等諸外国の制度も参考にする必要。
- ・ 納税者番号制度の検討に当たっては、費用対効果という観点も重要。

(4) 罰則

- ・ 経済・金融取引の複雑化・国際化・IT化が進み、調査の困難性が増すとともに申告者数も増加する一方で、定員増加が困難化しているという状況の中、タックス・コンプライアンスをどのように確保するかが大事であり、罰則等の制度改革と納税者の意識改革の両面から検討することが必要。
- ・ 脱税犯の懲役刑は、昭和56年に現在の5年に引き上げられたが、依然として、大口・悪質な脱税事件が多数発生しており、ルールを遵守しない納税者に対しては、より厳格に臨む必要があるとの声も高まっている。
- ・ 経済犯罪に関する法定刑が次々と引き上げられている中、脱税犯の懲役刑についても、一般予防効果が十分に期待できる水準に引き上げるべき。
- ・ 秘匿性の高い取引の増加を背景として無申告の脱税事件が増加しており、納税道義の著しい低下も窺われる。
- ・ 経済犯罪の特殊性に鑑み、罰金刑を重くすることによって抑止力を高め、タックス・コンプライアンスのレベルを確保すべき。

(5) 租税教育・広報

- ・ 納税者意識の涵養を図るため、税で社会が支えられていることや、税の役割、税の使途等について、納税者はもとより、将来納税者となる子どものうちから理解してもらうことが重要。
- ・ 租税教育として様々な取組みが行われているが、特に、小学校のときに、税について十分に教育することが必要。また、法人会等による草の根の取組みの更なる充実も必要。

- ・ 納税者に対しても、さらに十分な広報活動を推進すべき。